

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
12	萩田 丈仁（28）	<p>1. 須津古墳群の価値を高める取組について</p> <p>富士市にある須津古墳群は市内東部の須津地区を流れる須津川周辺に分布する全国的にも有数の古墳群であるとされ、その数は200余基を数える。古墳群には、富士市唯一の国指定史跡である全長90メートルを超える4世紀末から5世紀にかけて造られた浅間古墳、6世紀に造られた円墳である県指定史跡琴平古墳、7世紀に造られた市指定史跡千人塚古墳と古墳時代の前・中・後期を代表する古墳が現存し、古墳の変遷が追える全国的にも貴重な古墳群であり、富士市の大きな財産でもある。</p> <p>須津古墳群については私も議会において何度か取り上げてきたが、平成28年に須津古墳群の史跡公園化を目指す要望がされ、その後、平成31年に市指定史跡である千人塚古墳保存活用計画が策定された。さらに、文化財保護法が一部改正されており、地域における文化財の計画的な保存、活用が促された。富士市においては令和4年度より、文化財行政については所管を市長部局から教育委員会に戻し文化財行政を加速化させるとした中で、富士市文化財保存活用地域計画が策定されている。また、本年から2年かけて、国指定史跡である浅間古墳保存活用計画策定の取組が始まった。待ち望まれた国指定史跡の浅間古墳保存活用計画ができることで、今後、浅間古墳の発掘をはじめ活用の可能性は高まっている。同時に、昨年3月に調査報告がまとめられた千人塚古墳は令和7年度には千人塚古墳公園の供用が予定されており、本格的活用が進むことが望まれる。</p> <p>各種計画に基づいて須津古墳群の保存活用が着実に進みつつある状況はすばらしいことであるが、今後、須津古墳群の国指定史跡を目指す中ではそれぞれの史跡の価値をさらに高める必要を感じる。そのためにも、県指定史跡の琴平古墳の保存活用計画の策定や須津古墳群について市内外への情報発信に力を入れるとともに、市長部局との連携を強化してのシテーパープロモーションや観光資源での活用が市民のシビックプライドの醸成につながると考え、以下質問をする。</p> <p>(1) 市指定千人塚古墳の調査結果はいかがか。それにより、千人塚古墳の史跡価値をどのように捉えているのか。</p> <p>(2) 古墳公園となつてからの市指定千人塚古墳の活用や発信をどのように進めていくのか。</p> <p>(3) 県指定史跡琴平古墳についても保存活用計画の策定に取り組むべきと考えるがいかがか。</p> <p>(4) 須津古墳群を国指定史跡に指定する展望についてはいかがか。</p> <p>(5) 文化財行政の所管が変わつたが、市長部局との連携はどのように進められているか。</p> <p>2. 第3期廃棄物最終処分場建設に関わる吉永地区での協議について</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
12	荻田 丈仁（28）	<p>富士市は、古くから工業都市として発展してきたが、同時に、発生する産業廃棄物について、官民一体となって対策に取り組んできた。しかしながら、産業廃棄物の処理を取り巻く環境は、時代とともに厳しさを増し、特に最終処分場の確保は、従来のような個々の事業主体による設置、運営は困難な状況となった。最終処分場の確保には、確固たる事業体制の確立が必要であり、また、事業体制は社会的にも信頼性が高く、安全で安定した事業運営が求められることから、市内排出業者と富士市が一体となり第3セクターの株式会社富士環境保全公社が平成9年10月1日に設立された。</p> <p>株式会社富士環境保全公社の株式の状況は、発行済みの1万961株のうち、富士市は2638株、24.1%を所有する筆頭株主であり、また、行政の立場として監視責任や指導責任があると考えられる。第2期最終処分場の建設時には、施設の安全性や環境への影響についての議論が行われ、住民の生活環境を守るために、関係地区の1つである吉永地区と株式会社富士環境保全公社、富士市の3者で確認書を交わしている。</p> <p>昨年度、第3期最終処分場について株式会社富士環境保全公社が候補地を決定し、関係地区等での説明会が開催されているが、吉永地区においては、昨年度来、複数回の説明会が開催され、現在も合意形成に向けての協議が継続している。吉永地区町内会連合会からは地区住民に対し、協議状況を全戸配布の広報紙により定期的に報告がされている。配布されている広報紙によれば、候補地の選定経緯について市としても反省すべきことが3点報告されているが、その点について、市としての見解を伺う。</p> <p>(1) 第2期最終処分場建設時に吉永地区と締結した確認書に反して、候補地選定作業時に現処分場所在地を含めたのは事実か。</p> <p>(2) 確認書では、積極的な情報公開と関係地区住民との意見交換に努めることが定められているが、第3期最終処分場建設についての地区との事前協議はされていたのか。</p> <p>(3) 当初の予定では、令和4年5月に候補地公表後、同年9月に市取得分の補正予算案を上程するとのことであったが、11月定例会に上程が延期された。当初のスケジュールは、地区説明に要する期間の見込みが甘かったのではないか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長